2019年　12月

社会福祉法人サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会だより　第13号

理事長随想⑧

子ども食堂考

堤　修三

私たちの法人サン・ビジョンでは、ジョイフル砂田橋で月１回、子ども食堂を実施しています。１回の参加者は 30 人前後ですが、多い時は 50 人もの子どもたちが来てくれたこともあります。地域のボランティアの皆さんのご協力もあり、すっかり定着したようです。

私は子ども食堂の取組みがどこから始まったのかよく知りませんが、数年のうちに、ここまで全国的な広がりを見せたことは驚くべきことだと思います。その社会的意義・役割などについては、福祉社会学や社会福祉学の研究者が調査・考察してくれるものと思いますので、本稿では、社会福祉法の観点から子ども食堂について考えてみましょう。

子ども食堂を経営する事業は、社会福祉法２条の「社会福祉事業」とされているでしょうか？ 現在の法律では、子ども食堂を経営する事業は「社会福祉事業」とされてはいません。それが(社会福祉事業を包含し、それよりも広義の)「社会福祉を目的とする事業」に当たるとされる可能性はありますが、「社会福祉を目的とする事業」の具体的な定義はなく、それに当たるか否かによって実質的な違いがあるわけではありません。では何故、子ども食堂は「社会福祉事業」とされなかったのでしょうか。同法２条の規定を読めば分かりますが、社会福祉事業には元々、生計困難者に対して無料または低額で福祉サービスを提供するものという基本的考え方があるようです。この考え方は社会福祉(事業)法制定の当初からあったものですが、2001 年の社会福祉基礎構造改革においても踏襲され（中央社会福祉審議会の答申等）ており、先般の社会福祉法改正で追加された同法 24 条２項において「日常生活または社会生活上の支援が必要な者に無料または低額で福祉サービスを提供する」旨が社会福祉法人の努力義務として定められたことを見ても、それが根強く残っていることが窺われます。とすると、子ども食堂が貧困家庭の児童だけを相手とするものではない以上、それを無理に「社会福祉事業」に組み入れることは実態に合わず、かえって対象者を狭めてしまうおそれがあったのです。子ども食堂が、孤食や欠食気味の子どもに食事を与えるだけでなく、それらの子どもを含む地域の子どもに家庭以外の居場所を提供することに（当面の）ねらいがあるとすれば、それに「社会福祉事業」の箍（たが）を嵌（は）め、行政庁の規制対象とすることは適当ではありません。それでは地域の人々のなかから自発的に始まったという子ども食堂の良さを生かせなくなってしまうからです。

似たような例として、生活困窮者自立支援法による認定就労支援事業を挙げることができます。この事業は千葉県にある社会福祉法人「風の村」が始めたユニヴァーサル就労／中間的就労がきっかけで法制化されたものですが、これは、本来、経済的理由には限られないさまざまな事情で雇用労働に就くことが困難な者を対象としていましたので、もともと生活困窮者自立支援法の対象とすべきではなかったと思います。しかし、社会福祉法まで改正され、都道府県知事の認定を受けた就労支援事業は「社会福祉事業」となってしまいました。私は、「風の村」の池田 徹理事長に就労支援事業の対象者はできる限り“生活困窮者”に限定しないよう役所に申し入れるべきだと伝えて、結果、かなり“骨抜き”の要件になったことを覚えています。子ども食堂も、当然、生活困窮者自立支援法の対象とすべきではありませんでした。

子ども食堂が画期的なのは、国の法律で制度化されたものではなく、地域住民の自発的な取組みから始まったところにあります。戦後、憲法25条2項で社会福祉の向上・増進に努めることが国（地方公共団体も含む）の責務とされたこともあって、社会福祉は国がやるものという観念が国民の間に定着してしまいました。その結果、国の制度で事業実施に必要な費用が補填される事業（介護保険・障害者福祉・保育など）を行うのが社会福祉だということが一般国民の理解となっているようです。しかし、福祉とは、地域住民や関係当事者が実際の必要に駆られて取組むというのが元々の姿ではないでしょうか。社会の福祉的ニーズに応えようと国が法律制度を作る場合、社会保険の仕組みを取らない限り、国や地方公共団体が実施するか、実施する者に補助金を支給する（あるいは逆向きの補助金として税を減免する）という内容になってしまいます。昨今は、理念・責務規定と国や地方公共団体の計画策定を内容とする法律も量産されていますが、あまり意味がないばかりでなく、国や地方公共団体の空疎な行政文書を増やすだけになりがちです。社会保険や生活保護及びそれに準ずる事業は国がしっかり制度化する必要がありますが、それ以外の事業の場合、地域住民や関係当事者の自発性・自主性に任せ、行政的関与はしない方がいいというのが、私の考えです。子ども食堂の関係者の中には、事業の安定的運営のために行政からの補助金を求める声もあるようですが、補助金をもらってしまうと“厳格な”補助要件と“正確な”実績報告に縛られ、自由な事業展開ができなくなるおそれがあります。確かに行政庁の関与がない場合、事業の継続性は弱くなりますが、実際のニーズがある限り、地域住民や関係当事者のほか、多様な人々がさまざまな工夫をして引き継ぐことにより、当初の事業の自発性・自主性が維持されることを期待すべきでしょう。

子ども食堂のような、地域住民や関係当事者による生計が困難な者に限定しない取組みが拡がっていくことは、日本の“社会福祉”に新しい地平を拓くことになると思います。新しい“社会福祉”は生計困難者や生活困窮者ではなく、生活困難者を対象としたものとならなければなりません。従来、生活困難であっても生計困難・生活困窮ではない者は、自らの責任で対応する（具体的には市場サービスを購入する）ということが前提でしたが、人の弱みに付け込んだ悪質な“引きこもり連れ出しサービス”の横行といった報道を読むと、市場サービスの購入に任せておくことには問題があるのではないか、むしろ公的主体や非営利の主体によるサービスが働く分野を拡げるべきではないかと感じます。それは、近年の行き過ぎた市場社会化に歯止めをかけるものとなるでしょう。新しい“社会福祉”は日本社会の在り方を見直すきっかけになる可能性も秘めているのです。

近代国家としての日本を支えるのは、自らを恃（たの）み自らの責任で行動する国民でなければなりません。福沢諭吉は「日本には政府ありて国民（ネーション）なし」と言いましたが、遺憾ながら、これは今日に至るもほとんど変わっていないようです。むしろ福祉国家化によって強くなっているかもしれません。子ども食堂の取組みが、この抜きがたい日本社会の体質を変える糸口になるのではないかと期待する次第です。

了